

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月14日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第4号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第45号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)